

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、タクシー乗務員として勤務していた。請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社を無断欠勤し、同日、自動販売機の使い方が分からなくなるなどの症状が出現し、同月〇日の出勤途中には右側の感覚がわからなくなり、ろれつが回らなくなるなどの症状が出現したため、同日、C病院に受診したところ、「脳梗塞」（以下「初回脳梗塞」という。）と診断されたという。請求人は、初回脳梗塞は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これらを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は治療を継続していたところ、平成〇年〇月〇日朝、自宅で転倒しC病院に救急搬送され「ラクナ脳梗塞」（以下「本件脳梗塞」という。）と診断され、同月〇日にはD病院に転院した。さらに、請求人は、同年〇月〇日自宅で再び転倒し、翌〇日E病院に救急搬送され「脳出血」（以下「本件脳出血」という。）と診断された。

請求人は、本件脳梗塞と本件脳出血は初回脳梗塞によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したとこ

ろ、監督署長は、初回脳梗塞と本件脳梗塞及び本件脳出血の間には医学的に相当因果関係が認められないとし、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求が受理された日から3か月を経過しても審査官の決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、平成○年○月○日付けで再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件脳梗塞及び本件脳出血が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) まず、平成○年○月○日から同年○月○日までの休業の原因について検討すると、以下のとおりである。

ア F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、症状経過及び治療経過について「平成○年○月○日、右脳梗塞が再発。左片麻痺と短期記憶障害の増悪、注意障害を認めた。入院、抗血小板剤、抗凝固剤使用し、急性期加療後、同月○日に回復期リハビリテーション目的でD病院へ転院。その後、当院外来受診予定であったが受診せず、他院（E病院）へ転院となった。」と述べ、また、同医師は、初回脳梗塞について平成○年○月○日を症状固定日とし、本件脳梗塞について平成○年○月○日頃症状固定見込みとした上でその理由について、要旨、本件脳梗塞後、リハビリ目的でD病院へ平成○年○月○日転院。その後、当院外来経過観察の予定であったが、請求人、家人の希望で他院（E病院）転院されてしまったため、と述べている。

イ また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件脳出血の治療内容について「神経所見では（平成〇年）〇月〇日との変化は少なく、意識レベルの低下も認めず、血圧管理、点滴による止血剤を投与。出血量の増大はなく、同年〇月〇日のCTでは吸収が進行、麻痺の悪化もなく、CT上も安定。」と述べ、平成〇年〇月以降、休業を要している要因について「平成〇年〇月〇日の脳梗塞の影響は少なく、むしろ2回目の平成〇年〇月〇日再発時の左片麻痺の残存を強く認めます。」と述べている。また、同医師は、症状固定日について「平成〇年〇月〇日頃」と述べている。

ウ 以上によれば、F医師は、初回脳梗塞は本件休業補償給付の請求期間より前に既に治癒しているとして、平成〇年〇月〇日以後の治療は、本件脳梗塞に対するものであると所見しているものと解される。また、G医師も、同年〇月以降の治療は、当初は本件脳出血に対するものであったが、その後は本件脳梗塞による左片麻痺に対するものと所見しているものと解される。当審査会としても、傷病の経過及び医証等に鑑み、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の治療は、本件脳梗塞に対するものであり、また、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の治療は、本件脳出血及び本件脳梗塞に対するものと認められる。したがって、本件休業補償給付の請求期間に係る休業の原因は本件脳梗塞及び本件脳出血によるものであると判断する。

(2) 次に、本件脳梗塞及び本件脳出血が初回脳梗塞によるものであるか否か検討すると、以下のとおりである。

ア F医師は、平成〇年〇月〇日の意見書において、傷病名及び診断根拠について「左不全麻痺とMRIでの右内包後脚の円形拡散強調像での高信号を認め、ラクナ脳梗塞と診断した。」、本件脳梗塞の発症機序について「平成〇年〇月〇日再発の脳梗塞はラクナ梗塞と考えており、その原因として動脈硬化、更にそのリスクとして高血圧、喫煙が考えられる。平成〇年〇月〇日の脳梗塞は心原性脳塞栓症が疑われており、今回の脳梗塞との直接的な因果関係は不明である。しかし、平成〇年の梗塞に伴った高次脳機能障害により、動脈硬化のリスク管理が拙劣となって、ラクナ梗塞に至るなどの間接的な因果の可能性は否定できないと思われる。」と述べている。

イ また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件脳出血の発症機序について「今回の脳出血の原因としては、①高血圧性脳出血、②外傷

による脳挫傷、③動静脈瘤や動脈瘤からの出血、④出血性梗塞等が考えられた。頭部MRIからは、AVM、動脈瘤、梗塞は認めず、③及び④は否定的であった。平成〇年〇月〇日に転倒しているため②の可能性は否定できなかったが打撲としても皮質が保たれており、外傷による挫傷というよりは、高血圧性の皮質下出血と判断。抗凝固薬等の内服は出血のリスクであるが、脳梗塞自体との直接的な関与はないものと判断する。」と述べている。また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「高次脳機能障害の残存により日常生活での動脈硬化リスク管理不十分となり脳梗塞再発を招いた可能性は否定できない。」と述べている。

ウ さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、初回脳梗塞と本件脳梗塞との間の因果関係について「労災認定された脳梗塞は、血管の動脈硬化等による側面要因と、業務負荷が相まって発症し、発症日以前に認定基準を上回る業務負荷が認められた場合であるのであり、平成〇年〇月〇日発症の脳梗塞は発症以前に業務負荷が認められないことから、自然経過の中で血管病変が増悪したものと考えられ、平成〇年〇月〇日発症の脳梗塞は、業務要因により発症したとは認め難い。」と述べている。また、同医師は、初回脳梗塞と本件脳出血との間の因果関係について「G医師の意見書より業務に由来する脳出血とは認め難い。」と述べている。

エ 当審査会としては、本件医証等に鑑み、F医師及びG医師の意見は妥当であり、初回脳梗塞と本件脳梗塞及び本件脳出血はその発症機序が異なり、初回脳梗塞と本件脳梗塞及び本件脳出血との間にそれぞれ医学的相当因果関係は認められないと判断する。

なお、F医師及びG医師は、初回脳梗塞による高次脳機能障害により動脈硬化のリスク管理が十分にできなかったことから本件脳梗塞を発症した可能性を否定できない旨述べているが、両医師の意見は臨床的な観点であって医学的根拠に基づくものとはいえず、可能性を示唆したものとみることが相当であり、両医師の同意見をもって、直ちに本件脳梗塞と初回脳梗塞との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(3) 以上にみたとおり、本件休業補償給付の請求期間に係る休業の原因は、本件脳梗塞及び本件脳出血であり、これらと初回脳梗塞との間に相当因果関係は認められない。また、請求人は、初回脳梗塞発症後、本件脳梗塞及び本件脳出血

を発症するまでの約1年7か月以上にわたって業務に従事しておらず、これら発症前に業務による負荷は認められない。したがって、請求人に発症した本件脳梗塞及び本件脳出血は自然経過の中で血管病変が増悪して発症したものであり、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

なお、請求代理人は、監督署の対応等について縷々主張するが、上記結論を左右しない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付及び同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付をそれぞれ支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。